



防犯責任者を設置しましょう！



いざという時のため、各事業所には
「防犯責任者」を設置し、日頃から犯罪被害に遭わないための対策を準備しておきましょう。

防犯責任者とは、事業所における防犯設備の維持管理、従業員への防犯に関する指導その他の防犯措置に関する責任者のことです。

(静岡県防犯まちづくり条例 第21条)

防犯責任者を設置したら、「防犯責任者設置報告書」を静岡県くらし交通安全課に提出してください。

後日、「防犯責任者設置事業所ステッカー」と、「防犯責任者用ガイドブック」をお送りします。

報告書設置事業所には、貴重な防犯情報満載の「防犯責任者専門セミナー」(受講料無料)開催をお知らせします。

【お問い合わせ・郵送先】

静岡県くらし交通安全課 防犯まちづくり班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話：054-221-3715

FAX：054-221-5516

メール：kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp